

お知らせ

十月は「児童手当」の支給月です

子育て家庭の生活の安定と次の社会を担う児童の健やかな成長を目的として、児童手当は支給されます。

児童手当は、中学校修了前の児童を養育している方に支給されます。

今回の支給から、制限額以上の所得がある方には、児童手当に代えて「特例給付」が支給されます。

今回は、六月分・九月分の児童手当・特例給付を十月十日(水)に、指定された金融機関の口座に振り込みます。毎年二月、六月、十月が支給時期で、それぞれの前月分までの児童手当・特例給付を支給します。

□支給月額(児童一人につき)

【児童手当】

▽三歳未満 一万五千元

▽三歳～小学校修了前 一万円

(第三子以降は一万五千元)

▽中学生 一万円

【特例給付】 五千元

□問い合わせ先 子育て支援課

☎(48)11111(内301)

障がい者への虐待を無くそう

十月一日から「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」(障害者虐待防止法)が施行されました。

この法律には、障がい者に対する虐待の禁止・予防、養護者に対する

支援などが規定されています。

障がい者虐待には次の五種類があります。

○身体的虐待(暴力や体罰によって

体に傷や痛みを与える行為など)

○性的虐待(性的な行為やその強要

など)

○心理的虐待(脅し、侮辱、無視、

嫌がらせなど)

○放棄・放任(身辺の世話や介助を

しない、必要な医療を受けさせない

など)

○経済的虐待(本人の同意を得なかったり、だましたりして財産や年金、賃金を勝手に使ってしまう

など)

障害者虐待防止法では、相談窓口

となる障害者虐待防止センターの設置も規定されています。町でも障害

者虐待防止センターを設け、虐待に

関する相談を受け付けています。

□問い合わせ先

障害者虐待防止センター(住民福祉課社会福祉係)

☎(48)1111(内306・346)

障がい者を対象としたパソコン講座(中級編)

生活の幅を広げる機会として、障がい者を対象に経験者向け趣味のパソコン講座を開催します。

「ご自身のノートパソコンの持ち込み可能な方が対象です。パソコンが持ち込めない方は、台数に限りがありますが貸し出しますので、申し込

みの際にご相談ください。

□開催日 十月三十一日、十一月七日、十四日、二十一日の各水曜日

(計四回コース)

□時間 午後二時～午後四時

□場所 障がい者総合支援センター(東海市元浜町10)

□内容 ワードでマイカードを作ろう、年賀はがき作成

□定員 八人

□参加費 無料

(印刷代は実費。数百円程度)

□申込期間

十月九日(火)～二十四日(水)

□申し込み・問い合わせ先

障がい者総合支援センター

☎0562(39)2773

「クレーアホームヘルパー2級課程養成コース」受講生募集

介護現場に必要な資格を取得し、正しい倫理・知識・技術を身に付けます。

身体(軽度な方)、知的、精神の障害者手帳をお持ちの方が対象です。

□訓練期間 十二月十四日(金)～平成二十五年三月十五日(金)の毎週

水曜日、木曜日、金曜日

□時間 午前九時半～午後四時半

□場所 クレーア安心福祉(安城市高棚町東山83)

□定員 七人(面接で選考)

□受講料 無料(テキスト代五千四百円が別途必要)

□申し込み方法 十一月十九日(月)

までに公共職業安定所で手続きをしてください。(受講には求職登録が必要です。)

□問い合わせ先

愛知障害者職業能力開発校

☎0533(93)2102

こころの健康フェスティバルあいちを開催

心の健康づくりと、精神障がい・

いじめ・自殺などに対する正しい理解を推進するため「こころの健康

フェスティバルあいち」を開催します。

□日時 十一月十日(土)午前十時

～午後四時

□場所 半田市福祉文化会館(雁宿ホール)

□内容

【午前十時～】

オープニングイベント(プラスバンド演奏)

ステージアトラクション(太鼓、

大衆演芸など)

知多半島地域の事業所や精神科

病院などの紹介、作品展示、バ

ザー・自主製品の販売など

【午前十時半～】 当事者交流会

【午後一時～】 式典

【午後二時～】 増岡弘氏による

講演会「マスオさんの心づくり健

康づくり」

□問い合わせ先 半田保健所健康支

援課こころの健康推進グループ

☎(21)3340